

岩手県告示第858号

指定猟法禁止区域の指定（平成17年岩手県告示第937号）で告示した胆沢・前沢指定猟法禁止区域の区域の表示を次のとおり変更した。

平成27年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の胆沢・前沢指定猟法禁止区域の区域の表示 奥州市地内の東北縦貫自動車道と市道下大畑平前四ッ屋線との交点を起点とし、起点から東北縦貫自動車道を南に進み更に南東に進み市道太郎ヶ沢弥栄線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道駒水1号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道簾森大袋古戸線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道白鳥線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道島袋大袋線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み更に北に進み市道下大畑平前四ッ屋線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から奥州市胆沢区小山外浦特定猟具使用禁止区域を除いた区域